

令和6～7年度
職員定期健康診断及び
婦人科検診業務
仕 様 書

令和6年4月

独立行政法人大学入試センター

1. 件名

令和6～7年度職員定期健康診断及び婦人科検診業務

2. 目的

労働安全衛生法第66条により、事業者は労働者に対して健康診断を行わなければならないと定められているため、専門的な知識を有する医療機関に一般定期健康診断を委託するものである。

また、一般定期健康診断とは別に、希望者による婦人科検診の実施を予定している。保有する医療機関施設にて予定する期間内に受診させるものとする。

3. 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4. 健康診断及び婦人科検診の実施会場

受注者は、独立行政法人大学入試センターにて健康診断を実施するものとする。ただし、受診者は、予備日として別会場（東京都目黒区・渋谷区・世田谷区・品川区・新宿区・杉並区・港区・千代田区内）で受診できるものとする。別会場は、受注者が保有する医療機関施設であるものとする。

婦人科検診は別会場で受診するものとする。別会場は、受注者が保有する医療機関施設であるものとする。

5. 健康診断及び婦人科検診の実施日程

受注者は、各年度8月1日から9月30日の間に一斉定期健康診断を実施するものとする。正式な実施日程は受注者と発注者で協議の上、後日発注者から通知する。また、健診の事前準備については受注者が当日朝に行うものとする。婦人科検診は、各年度8月1日から10月31日の間に実施するものとし、正式な実施日程は受注者と発注者で協議の上、後日発注者から通知する。

なお、予備日の日程については、各年度の一斉定期健康診断日から当該年度の3月31日までの期間内とする。

（参考）令和5年度実績

・健康診断

○第1回目：令和5年8月29日（火）午前9時～12時、大学入試センター内の会議室ほか、駐車場スペース（X線車）で実施

○予備日の設定期間：令和5年8月30日（水）～令和6年3月31日（日）

・婦人科検診

○設定期間：令和5年8月28日（月）～令和5年10月30日（月）

6. 健康診断及び婦人科検診の検査実施予定者数（職員数）
別紙のとおりとする。
7. 健康診断及び婦人科検診の検査項目等
別紙のとおりとする。
8. 健康診断及び婦人科検診の診断結果報告
 - (1) 受注者は、業務実施日について、その属する月の翌月10日以内に、受診者の一覧等を記載した業務報告書を発注者に提出しなければならない。
 - (2) 年度末年齢40～74歳の受診者の特定健康診査等法的項目の診断結果について、厚生労働省が示す「特定健診の電子的なデータ標準様式」によるXML標準形式にて、業務実施日が属する月の翌月末日までに発注者にデータを提出すること。
 - (3) 本人あて健康診断結果及び婦人科検診結果については紙媒体とし、1人ずつ封筒に入れ、複数人分を納品する場合は部署ごとにまとめて発注者に提出すること。
 - (4) 事業主宛て全定期健康診断結果及び婦人科検診結果は発注者に紙媒体で提出すること。
 - (5) 診断結果報告提出期限は、発注者から通知するものとする。
9. 参加資格
令和3年度から令和5年度までに、公共機関等に対して元請けとして同種業務を行った契約実績を有すること。
10. 受注者の義務
 - (1) 業務従事者の労務管理は、受注者が行う。
 - (2) 受注者は、業務従事者の労務管理、労務災害等の全てについて、一切の責任を負うこと。
 - (3) 受注者は、健診実施機関として新型コロナウイルスを含む感染症に対する適切な感染防止対策を行い、受診環境を確保すること。
11. 業務従事者の義務
 - (1) 業務従事者は、業務に関係のない場所に立ち入ってはならない。
 - (2) 業務従事者は受注者の雇用する社員とし、身分証明書を携帯させ、発注者の要請があった時は、これを提示させるものとする。

1 2. 損害賠償

- (1) 業務従事者は、善良なる管理者の注意をもって業務を行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり故意又は過失により発注者の管理する財産に損害を与えたときは、これを原状回復又は損害賠償するものとする。

1 3. サポート体制

- (1) 平日 9 時～17 時の時間帯に、電話・電子メール・FAX・郵便等による発注者からの問い合わせに対応できる体制を有していること。
- (2) 発注者からの要求に対し、本業務に必要な情報を提供できる体制を有していること。
- (3) 本業務における発注者からの技術的な質問・情報提供に対し、適切な支援を迅速に行える体制を有していること。
- (4) 法律・規則の改正及び発注者の規則・運用の改定による本業務の実施内容等の変更について、迅速かつ適切に対応できる体制を有していること。

1 4. 個人情報保護

- (1) 受注者は、本業務において知り得た個人情報をはじめとした情報を機密に保持し、発注者に事前の書面による承諾なしに、第三者に開示又は提供してはならない。また、複写、複製してはならない。但し、本業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写、複製についてはこの限りでない。
- (2) 受注者は、本業務従事者以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
- (3) 受注者は、個人情報を取り扱う本業務従事者に対し、その在職中及びその退職後においても、知り得た個人情報を機密に保持するよう義務づけるものとする。
- (4) 受注者において個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、受注者は直ちにその旨を発注者に報告し、発注者の指示に従って直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により発注者に提示しなければならない。
- (5) 受注者は、発注者から要請があったとき又は本業務が終了したときは、個人情報が含まれるすべてのもの（複写、複製したものを含む）を直ちに発注者に返還又は引き渡すとともに、受注者のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態にし、その旨を発注者に報告しなければならない。但し、別途に指示があるときはこれに従うものとする。
- (6) 受注者は、発注者の指示により個人情報が含まれるものを廃棄するときは、個

人情報が判別できないよう必要な処理を施した上で廃棄しなければならない。

15. その他

- (1) 本業務に必要な器具、資材等は全て受注者の責任と負担において準備し、本業務に支障のないようにすること。
- (2) 受注者は、本仕様書に基づいて本業務を実施する際には、常に善良な管理責任者の注意をもって誠実に業務を遂行するとともに、事前に発注担当者と綿密な打ち合わせを行うものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項においても、本業務に必要と認められる事項に関しては、発注者・受注者協議の上、実施することとする。なお、本仕様書に定めることに疑義・不明が生じた場合は、その都度、発注者・受注者協議の上、指示を得るものとする。

16. 提出書類等

- 「9. 参加資格」について証明する書類
- 健康診断業務に関するパンフレット（検査内容及び通常料金が表示されているもの）
- 健康診断検査結果報告書の様式
- 会社概要書（任意様式）
- 健診施設見取り図
- 受付手順書
- 個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していることを証明する書類(プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS の写し)

※注意

- (1) 提出された一切の書類は、返却しない。
- (2) 上記の「提出書類等」の制作費は、申込書提出者の負担とする。
- (3) 申込書の提出後、内容について変更等があった場合は、速やかに報告することとし、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

17. 添付資料

- (別紙1) 検査項目及び受診予定者数等について
- (別紙2) 令和6年度受診予定者数（健康診断）
- (別紙3) 令和6年度受診予定者数（婦人科検診）

検査項目及び受診予定者数等について

1. 受診対象者

・健康診断

全役職員155名（令和6年4月1日現在）を対象とする。

出張又は研修等業務の都合によりセンターで受診できなかった者については、予備日として別途受診する機会を設ける。

なお、今年度人間ドック等で法定検査項目を受診し検査結果を提出した者、1年以内に採用時の健康診断を受診した者及び1週間の勤務時間が20時間未満の非常勤職員については、今回の受診は任意とする。

・婦人科検診

常勤及び非常勤（週29時間以上勤務の者）の女性職員58名（令和6年4月1日現在）を対象とする。

受診は任意とする。

2. 検査項目

・健康診断

- (1) 問診（既往歴及び業務歴（喫煙歴及び服薬歴を含む）、自覚症状及び他覚症状の有無、身長、体重、視力及び聴力の検査）
- (2) 腹囲
- (3) 胸部エックス線デジタル撮影検査
- (4) 血圧測定
- (5) 貧血検査＜血色素量及び赤血球数の検査＞
- (6) 肝機能検査＜GOT、GPT及びγ-GTPの検査＞、血中脂質検査＜LDLコレステロール、HDLコレステロール検査及び血清トリグリセリド検査＞、尿酸
- (7) 血糖検査＜空腹時血糖及びHbA1c＞
- (8) 尿検査＜尿中の糖及び蛋白の有無の検査＞
- (9) 心電図検査
- (10) 便潜血反応検査（2日法）
- (11) 喀痰検査（希望者のみ）
- (12) 胃部エックス線デジタル撮影検査（希望者のみ）
- (13) 眼底検査（希望者のみ）

※(1)～(10)の項目は年齢に関係なく全員受診する。

・婦人科検診

- (1) 子宮頸部細胞診・内診（子宮がん検査）
 - (2) 子宮頸部超音波検査（子宮がん検査）
 - (3) 乳房超音波検査（乳がん検査）
 - (4) マンモグラフィ（乳がん検査）
- } ※どちらか一方の受診

※上記のうち、希望する項目のみ受診とする。

※(3)、(4)の項目についてはどちらか一方の受診とする。

No.	検査項目	R5実績	受診予定者数
1	問診（既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無、身長、体重、視力及び聴力の検査）	109名	112名
2	腹囲検査	109名	112名
3	胸部エックス線デジタル撮影検査	109名	112名
4	血圧測定	109名	112名
5	貧血検査	109名	112名
6	生化学検査（肝機能検査、血中脂質検査、尿酸）	109名	112名
7	血糖検査（空腹時血糖、HbA1c）	109名	112名
8	尿検査	109名	112名
9	心電図検査	109名	112名
10	便潜血反応検査（2日法）	109名	112名
11	喀痰検査	34名	35名
12	胃部エックス線デジタル撮影検査	33名	34名
13	眼底検査	56名	57名

※ 令和5年度の実績より算出

No.	検査項目	R5実績	受診予定者数
1	子宮頸部細胞診・内診	42名	42名
2	子宮頸部超音波検査	43名	43名
3	乳房超音波検査	32名	32名
4	マンモグラフィー	15名	15名

※ 令和5年度の実績より算出